

日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明（13歳以上の方）

○保護者の方へ：必ずお読みください。

これまで、お子様の予防接種の実施に当たっては、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上16歳未満の方への日本脳炎の予防接種については、保護者がこの予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合には、同意書及び予診票に自ら署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができるようになりました。

同意書及び予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や保健所、西都市（こども家庭課）に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてからにしてください。

日本脳炎の症状について

- 日本脳炎ウイルスにより発生する疾病で、蚊を介して感染します。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気で、後遺症を残すことや死に至ることもあります。
- 一般に、日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ1,000人に1人が日本脳炎を発症し、発症した方の20～40%が亡くなってしまいますといわれています。また、生存者の45～70%に後遺症が残ってしまうといわれています。

日本脳炎ワクチンについて

- 現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、日本脳炎ウイルスをVero細胞で増殖させ、ホルマリンでウイルスの感染性をなくして製造されたワクチンです。（不活化ワクチン）
- 日本脳炎の罹患リスクを75%～95%減らすことができると報告されています。



予防接種の副反応について

- 生後6か月以上90月（7歳半）未満の小児で、以下の副反応が認められたとされています。主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑や腫れ、発疹などで、これらの副反応のほとんどが接種3日後までにみられています。
- ごくまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。



予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、西都市（こども家庭課）へご相談ください。

接種に当たっての注意事項

○以下の方は接種を受けることができません。

- ・日本脳炎ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方

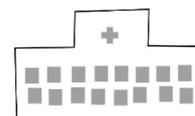
○以下のような場合は接種を受けることができませんので、治ってから受けるようにしましょう。

- ・発熱している。
- ・重篤な急性疾患にかかっている。

○以下の方は、接種にあたって注意が必要です。あらかじめかかりつけ医に相談しましょう。

- ・心臓、腎臓、肝臓、血液の病気や発育障害がある方
- ・これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- ・けいれんを起こしたことがある方
- ・免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ・日本脳炎ワクチンの成分でアレルギーを起こすおそれのある方

※妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則接種できません。予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できます。



問い合わせ先：西都市こども家庭課

TEL 35-3666